

宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部
公的研究費の管理・監査に関する規程

施行 平成 26 年 12 月 1 日
改正 令和 7 年 9 月 12 日

(趣旨)

第1条 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部（以下「本学」という。）が文部科学省・厚生労働省・各都道府県・各市町村または文部科学省が所管する独立行政法人の関連外郭団体から本学に配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金で本学において管理する競争的研究費等（以下「公的研究費」とする）の不正使用を防止し、適正な使用と管理を行う目的のため定める。

(定義)

第2条 公的研究費の運用・管理に関わるすべての教職員に適用する。

(最高管理責任者)

第3条 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終的な責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充て職名を公開する。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定し周知するとともにそれらを実施するために必要な措置を講じる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体策について、理事会に諮るとともに、実施状況や効果についても協議する。

3 最高管理責任者は、教職員に直接不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任を負う者として統括管理責任者を置き、大学と短期大学部それぞれの副学長をもって充て職名を公開する。ただし、不在時は学長が兼務する。

2 統括管理責任者は、組織横断的な体制を統括し、基本方針に基づき本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、大学・大学院においては各学部長・研究科長、短期大学部においては各学科長をもって充て職名を公開する。コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者の指示のもと、次のとおり業務を遂行する。

(1) 各学部・研究科及び各学科における対策を実施し実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、自己の管理する各学部・研究科及び各学科の公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督し、理解度の把握を行い、関係ルールと法令を遵守する旨の誓約書の提出を求めることとする。またこの誓約書を公募申請の際にも求めることとする。

(3) 自己の管理する各学部・研究科及び各学科において、定期的に啓発活動を実施する。

(4) 各学部・研究科及び各学科において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行って

いるか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(事務担当責任者)

第6条 公的研究費の運営・管理について事務的な責任と権限を持つ者として事務担当責任者を置き、事務部長をもって充て職名を公開する。

(監事)

第6条の1 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、理事会で定期的に意見を述べる。

2 監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、理事会で定期的に意見を述べる。

(公募の申請)

第7条 公募要領により公的研究費等に係る研究計画調書又は提案書等の公募に関する書類を直接公募先に提出等することとなっている場合には、研究代表者等は事務担当責任者に遅滞なく届け出るものとする。

(適正な運営管理の環境整備)

第8条 最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなければならない。

(事務処理手続きの周知)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費の使用に係る事務処理手続きについて、「学校法人香川学園就業規則」、「学校法人香川学園経理規程」、「学校法人香川学園固定資産物品調達管理規程」、「学校法人香川学園教職員出張規程」、「宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部科研費等の使用マニュアル」に基づき統ルールとして明確化し、適切に事務処理手続きを実施するよう関係教職員に周知し、必要に応じて見直しを行う。

(発注)

第10条 総務課に発注係を置き、原則としてすべての発注業務を行う。ただし研究の円滑かつ効率的な遂行の観点から、研究者の10万円未満の少額の消耗品等の発注については認める場合がある。その場合は発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が研究者本人に帰属することを周知する。

(旅費)

第11条 「学校法人香川学園教職員出張規程」、「宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部科研費等の使用マニュアル」等に則り、旅費を支出する。なお出張後に用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、出張の事実確認を行う。

(謝金)

第12条 非常勤雇用者等は原則として「学園法人香川学園パートタイマー就業規則」に則り雇用契約を締結する。

(検収)

第13条 物品の発注及び納入の適正性を確保するため総務課に検収係を置き、購入物品に係る納品時の検収、特殊な役務や旅費または謝金等支出に係る確認を行う。

2 非常勤雇用者の勤務状況等の雇用管理について、総務課検収係により定期的に確認を行う。

(競争的資金等により取得した設備等の寄付手続等)

第14条 競争的資金等により取得した設備・備品に関する手続きについては、「学校法人香川学園経理規程」に則るものとする。

(経理事務の準拠)

第15条 公的研究費の経理事務は、「学校法人香川学園経理規程」、その他の規程の定めるところにより、公的研究費受入口座の管理・保管、各研究口座の収支簿管理、物品の見積・納品・請求・領収の保管、旅費交通費に係る関係書類の確認と保管、人件費関係書類の確認と保管、収支関係書類の作成、支払手続き等の業務を行う。

2 公的研究費受入口座の管理・保管、各研究口座の収支簿管理、支払手続き業務を行うため会計担当を置き、学園事務局経理課をもって充てる。

(間接経費)

第16条 間接経費は、「宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における公的研究費等に係る間接経費の取扱方針」に定める。

(職務権限の明確化)

第17条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する教職員の権限と責任について、業務分担の実態と規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定め、理解を共有する。教員は申請内容に沿って直接経費執行において効率的かつ公正に使用し、事務職員は申請に係る確認を実施し、経費を適切に管理するよう事務手続きを行う責任と権限を持つ。

2 本学における事務処理の業務は、「学校法人香川学園事務組織規程」に定める。

第18条 支出に関しては、事務担当責任者、コンプライアンス推進責任者及び統括管理責任者を經由し、最高管理責任者の決裁を要することとする。

(職務分掌)

第19条 公的研究費の職務分掌は、「学校法人香川学園経理規程」、「学校法人香川学園固定資産物品調達管理規程」、「学校法人香川学園教職員出張規程」、「宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部科研費等の使用マニュアル」による。

(関係者の意識向上)

第20条 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対する行動規範を策定する。

(不正防止計画の策定・実施)

第21条 最高管理責任者は、公的研究費に係る不正発生要因の把握及び不正防止計画の策定・実施を図るため、不正防止計画推進室を設置し、当該計画を着実に実施しなければならない。

(不正防止計画推進室の設置)

第22条 本学の公的研究費を適正に運営・管理する組織として、最高管理責任者の下に、不正防止計画推進室を置き、公的研究費の実態の把握と検証、不正要因発生に対する改善策、不正防止計画の作成・定期的な見直し・公表を行う。

2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) コンプライアンス推進責任者

(3) 事務担当責任者

3 不正防止計画推進室の室長は、副学長をもって充てる。

(通報等)

第23条 公的研究費に関する学内外からの通報等を受け付ける窓口を学園事務局総務課に置き、広く周知する。受付窓口における対応は「学校法人香川学園公益通報等に関する規則」に準ずる。

2 公益通報担当は速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

3 最高管理責任者は通報受付から30日以内に通報内容の合理性を確認のうえ調査の可否を判断し、配分機関に報告するものとする。

4 調査決定の場合は通報者と調査対象者、調査対象者の所属する長（大学・大学院においては学部長・研究科長・事務部長、短期大学部においては学科長・事務部長）に通知し、調査を行わないことが決定された場合は理由を付して通報者に書面にて通知する。

5 報道等の外部機関から指摘された場合は、前項に準じて取り扱うものとする。

(通報の乱用)

第24条 通報者は、虚偽、誹謗中傷等、不正な通報を行ってはならない。

(調査委員会の設置)

第25条 調査が必要と判断された場合は、調査委員会（以下、「委員会」とする）を設置し、調査を開始する。

2 委員会は次の各号の掲げる者をもって組織する。

(1) 各学部・各学科の教授の中から最高管理責任者が指名する者 若干名

(2) 最高管理責任者が指名する学外の学識経験者等で本学及び通報者、調査対象者と直接の利害関係を有しない者 若干名

第26条 委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正相当額について調査し、研究・資金等に関する資料と調査対象者、通報者、その他の関係者の証言等を聴取したうえで調査開始後おおむね50日以内に事実の認定を行い、最高管理責任者に報告する。認定するにあたり、調査対象者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

2 委員会は、前項の調査実施に際して調査方針と調査対象及び方法について配分機関に報告、協議しなければならない。

3 委員会は、必要に応じて調査対象者に対して調査対象となっている公的研究費の使用停止を命ずることができる。

4 調査の過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関に報告を行う。

5 最高管理責任者は、正当な事由がある場合を除き、配分機関の当該案件における資料の提出、閲覧または現地調査に応じる。

6 最高管理責任者は委員会の調査結果と認定事項の報告を受け、通報受付から210日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。また配分機関の求めに必要に応じて進捗状況と中間報告を行う。

(認定結果の通知)

第27条 最高管理責任者は前条に定める認定の報告を受けたときは、通報者、調査対象者、調査対象者の所属する長（大学・大学院においては学部長・研究科長・事務部長、短期大学部においては学科長・事務部長）に書面にて通知する。

(不服申立及び再調査)

第28条 委員会の認定に不服のある申立者及び対象研究者は、認定結果通知後10日以内に委員会に対し不服申立を行うことができる。ただし、同一理由による不服申立はできないものとする。

2 委員会は、認定結果に対して不服申立があった場合には、不服申立の趣旨及び理由等を勘案の上、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、不服申立の却下を決定したときには、不服申立者に当該決定を通知するものとする。

3 委員会は、再調査を行うことを決定した場合には、申立者及び対象研究者に通知するものとする。

4 前項の調査は、50日以内に終了しなければならない。

(守秘義務)

第29条 通報に係る調査等の業務に関わった者は、知り得た情報を漏らしてはならない。

(調査結果の公表)

第30条 最高管理責任者は、調査結果において不正を認定した場合は特に非公表とする理由がある場合を除き、不正に関与した者の氏名とその他の情報を公開することとする。

(処分)

第31条 不正が認定された場合の処分は、学校法人香川学園懲戒規程に則り行う。

2 各責任者において、管理監督の責任を十分に果たしていないことにより不正が発生した場合は、前項に準じて取り扱うこととする。

3 私的流用など行為の悪質性が高い場合は、必要に応じて法的な手続きをとることもある。

(研究費の適正な運営・管理)

第32条 コンプライアンス推進責任者は、予算の執行状況を検証し、実態に合ったものになっているか確認する。

2 コンプライアンス推進責任者は、予算執行が当初計画に比べて著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば最高管理責任者に報告のうえ改善策を講じる。

第33条 コンプライアンス推進責任者は、総務課発注係と連携して発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況が遅滞なく把握できるようにする。

第34条 公的研究費の使用における取引業者との癒着防止のため、不正取引に関与した業者への取引停止処分等の処分方針については、「学校法人香川学園固定資産及び物品調達・管理規程」に則り執行し、本学の不正対策に関する方針やルール等を含め、関係教職員に周知徹底し、一定の取引実績(回数、金額等)や本学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、取引業者に対し、誓約書の提出を求める。

(情報発信・共有化の推進)

第35条 公的研究費の事務手続きや使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける相談窓口を総務課に置く。

第36条 公的研究費の不正防止への取組に関する本学の方針等を外部に公表する。

(監査体制・方法)

第37条 公的研究費の適正な管理のため、最高管理責任者の直轄的な担当として、内部監査役を置き、必要な権限を付与する。

2 内部監査役は、学園内部監査室長をもって充てる。

第38条 内部監査役は、「学校法人香川学園内部監査規程」に基づき、年一回以上の監査と大学

全体の視点からモニタリングを行い、公的研究費の適正な管理の検証を行う。

第39条 内部監査役は、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど財務情報に対するチェックを一定数実施し、また管理体制の不備の検証も行う。

2 不正防止計画推進室と連携し、大学の実態に即して要因を分析したうえで不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちを含めた検査を実施する。

第40条 内部監査役は、監査内容を最高管理責任者に報告し、必要に応じて監事及び会計監査人との連携を強化し、状況を報告する。またコンプライアンス教育の一環として、監査報告書の取りまとめ結果について関係教職員に周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

(監事との連携)

第40条の1 内部監査役、不正防止計画推進室及びその他の関連部署は、監事と連携し、適切な情報提供等を行う。

(雑則)

第41条 最高管理責任者は、上記に定めることのほか「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）」に必要とされた事項について取り組むこととする。

(改廃)

第42条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、理事会が行う。

附則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年7月14日から施行する。

附則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年9月22日から施行する。

附則

この規程は、令和4年7月29日から施行する。

附則

この規程は、令和5年3月27日から施行する。

附則

この規程は、令和7年9月12日から施行する。